

平成21年8月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 飯田貴弘

平成20年(ハ)第32574号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成21年7月3日

## 判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 主 文

- 1 被告は、原告に対し、2万2362円及び内金1万2810円に対する平成20年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

## 事実及び理由

### 第1 請 求

被告は、原告に対し、2万2362円及び内金1万2810円に対する平成20年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

#### 1 請求原因の要旨

(1) 原告は、被告との間で、別紙利息制限法再計算シート記載のとおり、平成5年1月20日から継続的に金銭消費貸借取引（借入及び返済）を行い、同日以降平成20年7月24日までの間、貸付と返済を繰り返してきた（以下「本件取引」という。）。

これを利息制限法所定の制限利率に照らし、引直計算をすると、別紙利息制限法再計算シート記載のとおり、平成20年7月24日の時点で1万2810円の過払金及び9552円の未収利息が生じている。

(2) 被告は、貸金業の登録業者であり、利息制限法を超える金利で貸付をしていることを知りながら、原告より返済を受けていたのであるから、悪意の受益者であり、かつ過払金には年5パーセントの割合による利息が付く。

- (3) よって、原告は、被告に対し、過払金1万2810円及び未収利息9552円並びに過払金に対する平成20年7月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の各支払を求める。

## 2 主な争点

### (1) 取引終了時と消滅時効

#### ア 原告の主張

本件取引終了日は原告訴訟代理人介入時である平成20年7月22日(甲1の1, 2)である。

したがって、10年の消滅時効は完成していない。

#### イ 被告の主張

本件取引は平成5年1月20日に始まり、平成6年7月8日に完済により終了した。発生した過払金については10年以上を経過しているので消滅時効を援用する。

### (2) 悪意の受益者

## 第3 当裁判所の判断

### 1 取引終了時と消滅時効

- (1) 証拠調べ及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

① 本件取引は、カードローン基本契約書に基づく借入金額スライドリボルビング方式によるものであること(争いない)。

② 本件取引にかかる「お取引明細書」(甲4)によれば、最終弁済日である平成6年7月8日の2万円の弁済は、内金130円を遅延損害金、内金374円を利息、内金1万8702円を元金にそれぞれ充当し、残り794円を預り金として処理し、しかも預り金は平成20年7月24日に被告から原告に返還されていること(甲4, 7, 乙5)。

③ 本件取引とは別の「お取引明細書」(甲5)には、区分欄に「入金」「貸付」のほか「解約」の記載があること。

(2) 上記(1)①の事実によれば、本件取引は、貸主（被告）は限度額の範囲内で金銭の貸付義務を負担し、借主（原告）は毎月一定額を返済する義務を負うという継続的諾成的金銭消費貸借契約である包括契約であること、この契約内容として、被告は原告に対し貸付義務を、原告は被告に対し定期に一定額を返済する義務を負うことが認められる。そして、上記(1)③によれば解約されれば「お取引明細書」の区分欄に「解約」の記載がなされるどころ、本件取引の「お取引明細書」（甲4）の区分欄には「解約」の記載がないこと、上記(1)②によると、被告の主張する本件取引終了日である平成6年7月8日には「解約」の記載ではなく「預り金額794円」との記載がなされていることから、平成6年7月8日時点で本件取引は解約されておらず、契約が継続していると認められる。

結局、本件取引が終了したのは、上記預り金794円が原告に返還された平成20年7月24日と解する。

(3) 消滅時効の起算日は、上記のとおり「権利を行使しうる」本件取引終了日の翌日である平成20年7月24日であるから、本件取引により発生した過払金は未だ消滅時効にかかってはいないと解する。

## 2 悪意の受益者

証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告が、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、このような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情の立証がないので、被告は、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者と推定される。

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容し、主文のとおり判決する。

東京簡易裁判所民事第4室

裁判官 工 藤 純 一

事件番号 平成20年(ハ)第32574号  
不当利得返還請求事件

## 当 事 者 目 録

原告

原告訴訟代理人司法書士

吉川祐平

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

被告

代表者代表取締役

被告訴訟代理人

アコム株式会社

木下盛好

新関康太

別紙 利息制限法  
再計算シート

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払利息
1	H5. 1. 20	100,000		0.18				100,000		
2	H5. 3. 1		10,000	0.18	40	1,972	0	91,972	0	0
3	H5. 3. 29		10,000	0.18	28	1,269	0	83,241	0	0
4	H5. 4. 30		10,000	0.18	32	1,313	0	74,554	0	0
5	H5. 5. 26		10,000	0.18	26	955	0	65,509	0	0
6	H5. 6. 28		10,000	0.18	33	1,066	0	56,575	0	0
7	H5. 7. 27		10,000	0.18	29	809	0	47,384	0	0
8	H5. 7. 27	10,000		0.18	0	0	0	57,384	0	0
9	H5. 8. 10	30,000		0.18	14	396	396	87,384	0	0
10	H5. 8. 31		10,000	0.18	21	904	0	78,684	0	0
11	H5. 9. 30		10,000	0.18	30	1,164	0	69,848	0	0
12	H5. 11. 8		10,000	0.18	39	1,343	0	61,191	0	0
13	H5. 11. 8	5,000		0.18	0	0	0	66,191	0	0
14	H5. 12. 7		10,000	0.18	29	946	0	57,137	0	0
15	H6. 1. 7		10,000	0.18	31	873	0	48,010	0	0
16	H6. 2. 4		10,000	0.18	28	662	0	38,672	0	0
17	H6. 3. 2		10,000	0.18	26	495	0	29,167	0	0
18	H6. 4. 5		4,000	0.18	34	489	0	25,656	0	0
19	H6. 5. 7		10,000	0.18	32	404	0	16,060	0	0
20	H6. 6. 6		10,000	0.18	30	237	0	6,297	0	0
21	H6. 7. 8		20,000	0.18	32	99	0	-13,604	0	0
22	H20. 7. 24		-794	0.18	5,130	0	794	-12,810	-9,552	-9,552

これは正本である。

平成21年8月28日

東京簡易裁判所民事第4室5係

裁判所書記官 飯田 貴

